

## 裁判員経験者の意見交換会

- 1 日時 令和元年6月4日(火)午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 楡井英夫(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 小林謙介(東京地方裁判所刑事部判事)

検察官 自見武士(東京地方検察庁公判部副部長)

検察官 長好行(東京地方検察庁公判部検事)

検察官 神谷雄一郎(東京地方検察庁公判部検事)

弁護士 川崎良介(東京弁護士会所属)

弁護士 堀越孝(第一東京弁護士会所属)

弁護士 木谷明(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した(なお、番号4は欠席のため欠番とした。)

## 4 議事概要

### 司会者

本日司会を務めさせていただきます東京地方裁判所で裁判長をしております楡井英夫と申します。どうぞよろしく願いいたします。今日御参加いただいている裁判員経験者の皆様とは、実際に裁判員裁判を御一緒させていただいた方は一人もいらっしゃらないんですけれども、この会議の性質上、事件の個別の中身を議論するわけではないので、今日皆様とは初対面でありましてけれども、特にそこは気にしていただく必要はございません。そして、今日皆様からいただいた御意見を是非明日以降の裁判員裁判に活用していきたいと思っておりますので、貴重な御意見どうぞよろしく願いいたします。では、簡単に検察官と弁護士からも一言御挨拶をいただきましょうか。検察官、お願いします。

自見検察官

東京地方検察庁公判部副部長をしております自見と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

弁護士，お願ひします。

川崎弁護士

東京弁護士会，弁護士の川崎良介です。よろしくお願ひいたします。

司会者

それでは，お配りさせていただいた話題事項に従って進めさせていただきます。初めに，今日いらっしゃっている7名の皆様がどのような裁判員裁判に参加されて，そしてどういう御感想を持たれたのかということを一通り全員の方にお伺ひしたいと思ひますので，順番に従って1番の方から，それぞれ簡単で結構でございますので，どうぞよろしくお願ひいたします。

1番

私の扱った事件は，窃盗を3件繰り返して最後の窃盗は強盗致傷だと，過去にも窃盗をしていたということで常習累犯窃盗，強盗致傷ということで，懲役7年を言い渡されました。当初，裁判員裁判になる前には自白をしていなかったんですが，認めて，そういう面では非常に中身はすんなりいったんですが，最後の強盗致傷のところで，原付バイクでトートバッグをひったくったときに一緒にいた人が原付の後ろにしがみついたと，それをそのままバイクを吹かして傷害を負わせたということなんですが，それには全くつかんだことを意識してなかったと，気付かなかったというふうに言って，それも30メートル引きずったということで，それはどう見ても，防犯カメラ等を見ても本人が振り返ってるような状況が確認できましたので，全体的に懲役7年という判決になったんですけれども，内容も非常によく分かっていましたので，これについては特にどうのこうの言うことはないんですが。最後に

一つ言わせていただければ、本人は過去ずっと窃盗をして、更生の機会がもうちょっとあったんじゃないかと。具体的に言うと、親戚の人が前回刑務所に入っていたときに来てくれた。その人が親戚で初めて声を掛けてくれた。それが出てきて全く接触がなかった。そこの接触を、もう少し社会で大きく捉えて、犯罪を犯さないようなシステムに、この裁判員裁判がもっと大きな制度としてなっていけばいいのかなと思いました。ありがとうございます。

司会者

どうもありがとうございます。では、続いて2番の方、よろしくお願ひします。

2番

罪名は傷害と殺人未遂で自白の事件でした。判決は保護観察付きの執行猶予で、執行猶予期間は最長の執行猶予期間を下したというものになります。感想としては、やはり被告人だけの問題じゃなくて、被告人が育ってきた環境だったり周りの人たちだったり、いろいろ絡み合っただけで事件が起こるんだなというようなことが実際に分かったということと、被告人がその事件だったり、事件に至るまでの思いがそういう結果になってしまうというのは、コミュニケーション障害とかを結構弁護人の方は言うことが多かったんで、そういう障害だったり精神的なものを言われてしまうと判決を出すのが結構難しいなというふうに私は思いました。以上です。

司会者

はい、ありがとうございます。では、3番の方、お願ひします。

3番

私が担当した事件は、事件名としては強制わいせつ致傷、自白で、公訴事実については争わなくて、一応量刑の争いになります。判決は懲役3年の執行猶予5年の保護観察付きでした。わいせつ絡みということと、過去何回か、痴漢ですとか窃盗ですとか、罰金刑も受けた中での今回の事件だったので、

保護観察みたいなものを付けた方がいいんじゃないかという結果になりました。こういう判決となりました。私の個人の感想ですけれども、非常に整然とした感じの法廷でずっと進んで、本人も一応の反省の態度は見せていたので、それをどういうふうに判決に取り入れるかというところを考えていました。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、5番の方。

5番

私が担当した事件は、強制わいせつ致傷という事件を担当させていただきました。判決の内容は、懲役3年執行猶予5年ということで保護観察付きという判決になりました。私は、この件に関しては、性犯罪というのは今どんどん増えている一方でありながら、軽くなったり重くなったりいろいろあるんでしょうが、今まさに裁判員裁判で言われている、罪が重くなる軽くなるではなく、僕たちのチームではすごく議論させていただき、その結果こういう結果になったと、それが軽いか重いかというのは分かりませんが、この件に関して僕たちはすごくいい勉強させていただいたように思います。僕の感想は以上です。

司会者

ありがとうございます。6番の方、お願いします。

6番

よろしくお願ひいたします。事件は包丁による殺人事件でした。中国人同士の先輩後輩に当たる調理師の殺人事件で、先輩が後輩の奥さんを先に呼んで、犯人の旦那さんがまだ海外にいて、先に奥さんの方と不倫関係になり、そういう何か恨みつらみから、日本に来てからちょっと言い争いがあった、その先輩にけがをさせられて、恨みつらみがもっとひどくなつての犯行ということで、本人も興奮しての殺人だったので、自分は認めてはいるんですが、

争点は量刑でした。懲役15年という判決になりました。中国人同士の裁判でしたので通訳の方が入られて、全ての言葉に対して全部通訳ですから、正直、聞いていて、本当に犯人の言葉、被害者の奥さんの言葉というのが間接的になってしまうので、そこはちょっともどかしいところもありましたし、また、うわあっと言い争いのようなところもあって、すごく興奮してしゃべったり泣いたりする場面も見て、ドラマじゃないか、映画じゃないかと思うぐらいすごくびっくりした面もありました。大変勉強になりました。

司会者

ありがとうございます。7番の方お願いします。

7番

よろしくお願いします。私の裁判員裁判の罪状は現住建造物等放火というものだったのですが、この被告人の方が結構高齢の方で、それで去年脳梗塞で倒れていて入院とかもされていて、放火をするというきっかけが、ざっくり言うと、もう余生を刑務所で過ごしたいからという理由だったということで、それで、きっと刑務所に入ったら楽に余生を暮らせるんじゃないかなと思ったから、だから人を殺したくないと思った、人を殺したくないから、犯罪をしたときは昼間の時間帯で、なるべく人に分かるように、見付けてもらえる、夜だと寝てるから人が死んでしまうかもしれないしとか、いろいろ考えての犯行だったんですけれども、以前から、本当はペットを飼ってはいけないアパートに住まっていたんですけれども、猫の餌付けをしていたりとかして、アパートの賃貸契約をしている管理会社の方たちともめていたりとかして、それでいつかは火をつけてやろうと思っていたという事件だったんです。最終的にこちらはみんなで話し合った結果、懲役4年という結果になりました。私としては刑務所に入りたいという希望をかなえてしまうことになるので、どうなんだろうと思ったんですけれども、やっていることがすごかったので、灯油をまいて火をつけるようなことをしていたので、ちょっと高

齢の方だったし、結果的には納得しています。以上です。

司会者

8番の方，お願いします。

8番

よろしく申し上げます。私が担当した事件は、罪名は殺人，被告人は否認，判決は有罪で懲役11年，即日控訴されているようです。自宅内で起きて，御主人が奥様を殺害，本人は自殺と主張していた事件でした。拘束された日程も評議を入れると10日間，それとあと証言が，医師とか救急隊員，警察官，かなり人数も多かったのと，割と専門用語も多かったので，それを集中して聞いているだけでもかなりちょっと疲れる時間を過ごしました。そのときの裁判員の方々と，本当に皆様のお人柄に助けられたんですけども，時には被告人に寄り添い物事を見たりとか，本当に皆さんいろいろな，自分の言葉で自分の意見を言い，皆さんの意見を聞き，そして結局，科学はうそをつかないというわけではないですが，目に見える証拠にやはり行き着き，有罪という結論を出した事案です。精神的にも時間的にもちょっときつかったですけれども，大変よい経験をさせていただきました。以上です。

司会者

ありがとうございます。皆様，参加していただいた裁判のポイントをすごく要領よくまとめて分かりやすく御説明いただいたかなと思います。どういう事件に参加されたかよく分かりました。ありがとうございます。今回の会の目的としては二つありまして，一つは今後裁判員になる方々へ経験者からのメッセージ，もう一つが裁判官，検察官，弁護士ら法律の専門家へのアドバイスをいただくというのが二つ目でございます。その二つ目の見地から，いろいろテーマを話題事項の方に挙げさせていただきまして，次はこの話題事項の2の総論についての皆様の御感想，御意見，これには総論は（1）（「裁判官」「検察官」「弁護士」について事前のイメージと実際の評議や審

理で接したイメージに違いはあったか。)と(2)(「裁判官」「検察官」「弁護人」ら法律の専門家には、自分達の考え方を分かりやすく伝えようとするだけでなく、裁判員の目線に立って考えようとする姿勢が見えたか。)があるんですが、何か言いやすいことから、(1)、(2)で何か感想、お気付きの点がありましたら何でも結構でございますので、裁判官、検察官、弁護人について、総論で書いてあるようなことに関連して、御感想、御意見をいただければと思うのですけれども、これは最初のうちは順番に1番の方からお願ひしてもよろしいでしょうか。では、お願いいたします。

#### 1番

専門用語を裁判官の方が非常に分かりやすく説明していただいて、専門外の私たちに本当に理解しやすい説明で、そういう面では非常に裁判員裁判というのはよかったんじゃないかなというふうに思います。検察官、弁護人については、裁判の中でいろいろ質問等がありましたけれども、特段どうのこうのという感想は持ってません。むしろ、裁判を進めるに当たって、専門用語とそれらをどうやって私たちが理解できるか、そこが私は今回の裁判員裁判の中で是非理解したいなと思ってたんですけれども、非常にすんなり理解できたというふうに理解してます。だから、この後続く人たちにも、そういう分かりやすさという点で進めていっていただければと思います。

#### 司会者

ありがとうございます。2番の方はいかがでしょうか。

#### 2番

裁判官の方たちも、本当に素人の私たちに分かりやすく、検察官や弁護人の方が言っていたのはこういうことだったんだよというふうにまとめて言ったださったりとか、私たちの意見をすごくうまくまとめてくださったりしていました。検察官や弁護人の方たちも、私たちに分かりやすいようなまとめの資料を配ってくださったので、内容はすごくよく分かりました。私が裁

判を経験してみて重要だなと思ったのは、検察官から被告人の方に質問する被告人質問、それがすごく重要だなと思ひまして、私たちが控室に帰って、いろいろな人の意見を出すことだったりとか、あとは裁判の場で被告人に質問するとなったとき、当たったときとかも、どういう質問が浮かんでくるかというのは、検察官の方が多方面から被告人の方に質問していただいた方が、よりよく私たちも多方面から考えたり、いろいろな意見を言いやすいなというふうに思ひました。結構同じようなことばかり質問しているなということが私の事件では多かったので、そうなってくると、疑問も出なくなってしまうというか、本当はこういうことを聞きたいんだけど、その疑問さえも浮かんでこないみたいなことがあったりしたので、検察官の方には多方面から被告人の方に質問していただいた方が、私たちの資料が増えるのでいいなというふうに思ひました。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは、3番の方、お願いします。

3番

事前に裁判官って、もうこういう事件に対しては量刑というのはどんなもんだなというような結論で、こちらに提示してくるのかなとかというイメージがすごくあったんですけども、やはり裁判員裁判というのもあって、公平公正という原則はありますけれども、裁判員全員の意見をうまく話させてというんですかね、意見を引き出して、それを上手に短時間のうちにまとめ上げて判決にしていくというのは、やはり専門家だなというのはすごく感じました。分かりやすさという点については、やはりビジュアルな資料ですとか、いろいろなシステムですとかは、一応参考までには見せてくださいますけれども、やはりそれはさておき、この事件についてはどう考えましょうかというのを折に触れて、引き寄せながらそういう公正さも公平さも保ちながら評議を進めていくというところに、相手はやはり素人なので、裁判官の方

の何というんですかね，そういう引っ張る力，リーダーシップというのものがよく問われる裁判だなというのはすごく感じました。以上です。

司会者

ありがとうございます。5番の方，お願いいたします。

5番

イメージとしての話なんです，最初はやはりかどかどしく肅々，難しいというイメージがまず一番にありました。その中で僕の担当してくれた裁判官の人たちが，この事案はこうだ，難しい言葉で言うと分からないけれども，この事件に関してこういうことはこういうことだよという，かみ砕いたことを教えていただいて，じゃあジャッジしてください，判断してくださいねと言われたときに，ほっとしたのが第一印象ですね。イメージとして僕が思っていた裁判員裁判というのは，裁判官，検察官，弁護人などの話を聞いて，その難しい言葉，日頃聞き慣れない言葉を聞きながら，それを理解しながら解いていかなければいけないのかなというのがイメージ的にあったので，そこがハードルが高いのかなと。でも，実際にやってみて，裁判官の人たちがこれはこういう意味ですよ，これはこういう意味ですよ，評議のときにみんなチームで集まったときに，こうなんだああなんだ，これはどういう意味ですかと聞けば，裁判官の人はこういうことです，ああいうことです，事細かにちゃんと教えてくれたというのが一番僕たちは，それに対して，じゃあこれはこうだよねというその事件に対してのジャッジができたというのがすごくいい経験だったし，すごく難しいというイメージを，何というんですかね，裁判員裁判の中で自分たちに分かりやすい言葉で教えてくれた，伝えてくれたというのが，僕たちがやりやすく，やりやすいという言い方も変ですけども，裁判の結果を出すのに当たり，すごく助かったと思います。これから皆さん，裁判員裁判をやっていく中で，やはり裁判官の人とか検察官，弁護人が，分かりやすいように言ってくれているので，理解しやすい部分も当然

あるし、もちろん分からない部分もあるので、そのときはやはり裁判官の人がこうだよ、ああだよと教えてくれたというのが今となってはすごくよいイメージがあったので、それは続けていただけたら、これからやられる人たちもすごく助かるのではないかなと実感はいたしました。

司会者

ありがとうございました。6番の方はいかがでしょうか。

6番

まず検察官の方からカラーの分かりやすい資料を配っていただき、説明があり、それでまた弁護人の方からも同じような、素人でも分かるように、本当にこういう流れなんだというのがすごくつかみやすかったというのが、何も知識のない私にとっては、一緒にお仕事をさせてもらえていいんだなという、まずはそこがありました。裁判長の方が評議のときにもとてもうまくお話を進めてくださり、殺人事件だったものですから、メンタル面、身体面で、大変気を遣っていただき、私たち裁判員グループが、女性が多くて男性が少なかったんですね。ですから余計に気遣ってくださったんだとは思いますが、ちゃんと相談するところもあるからということで、1日2回ぐらい、午前と午後と、本当に大丈夫ですか、気分悪くなってませんかというお声掛けが大変心強かったです。それで、凶器に関しましても、プラスチックのクリアケースに入れておきまして、刺身包丁のような長いものだったんです。それで若い女性の方も一生懸命見たりして、あっ、ここちょっと欠けてますとかということ言われてたんですけれども、私はちょっと手に持つことはできなかったんですけれども、それから、画面を使って殺人の場所なども、駐車場だったんですけれども、そういう画像もあって分かりやすかったんですが、すごく血が出ているような場面とか、そういうものが全くなくて、けがをしているところもイラストでただ傷がこうだったというような表し方だったので、始まる前は本当に心配してたんですけれども、そういうふうな

表し方だったので、やはり女性に対してとても気を遣っていただいているなというのをすごく感じられました。裁判官の方々3人がとても役割がちゃんと決まっていて、進行する方、時々アドバイスをしてくださる方、それからいろいろな細かい説明をしてくださる方みたいな感じで、その3人の裁判官グループがとてもうまくコミュニケーションが取れているなというのをすごく感じられました。本当に重い事件だったので、そこをすごくうまく引っ張って行ってくださったというのはとても感謝しております。

司会者

ありがとうございました。7番の方いかがでしょうか。

7番

まず私は、裁判員に選ばれたときに、どんなものだろうというのが全然分からなかったの、まずは傍聴に来て勉強してみたんですね。何件か裁判員裁判を見て勉強してから自分の裁判に臨んだんですけれども、実際初めて会う人たちと、やはり皆さん最初は緊張していて、でも、そういったところは裁判官の方たちがすごく気を遣ってくださって、和みのムードを作るみたいな、すごくそういうところは気を遣ってくださって。あとは、やはり現住建造物等放火と言われても全然聞き慣れない言葉で、放火は放火という感じだったんですね、私の場合は。でも、裁判官の方が、放火ってどんな罪なのかという、放火ってこんなに重たい罪なんだよというのをきちんと説明してくださったので、あっ、だからそうなんだということが分かったんですね。あとは、ちょっとその反面というか、裁判官さんたちが、聞いたら大体月に1回ぐらい裁判員裁判を担当されるというふうに聞いたんですけれども、結構慣れてしまっていて、何かお決まりの流れみたいな感じで進んでいっちゃったなという。こうでいいですね、ああでいいですねみたいな、何か、ああ、慣れちゃっているんだなみたいな、こういう感じで進んでいくんだなという印象は受けましたね。あとは、私の裁判のときには新人の裁判官の方がいて、

新人といっても2年ぐらい裁判官をされているそうなんですけれども、上下関係もあってか、彼女が説明をすることが多かったのですが、やはりちょっとしどろもどろみたいになっちゃうところもあって、それで一生懸命頑張っているのは分かるんですけども、何かそういうところはもっと慣れた方に進行していただいた方がよかったかなと思いました。あとは、ちょっと不思議だったというか、ああ、こういうふうに決めていくんだと思ったのは、コンピューターで過去の判例を見て決めていくんだけれども、こういうふうにして過去の判例をいろいろ検索しながら決めていくって、こういう実刑があったとか何年だったというのを見ながらするのが、それが正しいのか、そういうやり方の方が早く終わるからやっているのか分からないなと思った部分は正直あります。検察官と弁護人については、結局、裁判員裁判なので素人の我々が関わるため、資料を作るのがすごく大変だったんじゃないかなというのが印象にすごくありました。私の事件はそんなに難しい事件ではなかったんですけども、それでも見てすごく分かりやすい資料を作っていたので、だから裁判員裁判について資料を作るというのは、検察官、弁護人の方はすごく大変だったんだろうなと思いました。私の事件は3日間だけではあったんですけども、やはり人のこれからの人生を決めるという裁判なので、裁判ですからやはり大切なことだし、真剣にやらなきゃいけなかったんで、すごくいい勉強になりました。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、8番の方、お願いします。

8番

まず、裁判官に対する事前のイメージ、先ほども出ていましたけれども、すごく何か堅物で話し掛けにくくてという、そういうイメージ、印象が当初はございましたが、実際、裁判長と裁判官の方、本当にいろいろお気遣いいただいて、あと、実はその中で裁判長の方を含め私が一番最年長だったんで

すけれども、皆さんとフランクにお話ができるような環境にさせていただいて、例えば公判中に一度休憩で戻って、じゃあ今の証人に対しての質問はということ、まめにお時間があったんですけれども、余りにも専門用語とか分からないことが私たちが多くて、でも、これって何が言いたいんだろう、何でしょう、質問したいことの質問をどう質問していいか分からない私たちの言葉をきちんとまとめて、こういうふうに聞いてみてくださいとか、逆にちょっと難しい場合は裁判官の方が質問してくださったんですけれども、本当隅々まで細かいところまでお気遣いいただき、あと、専門用語的なことは余りお使いになった記憶がないです。割と全て分かりやすく私たちの目線でお話ししてくださいました。あと、皆さんと平等に進めてくださったことにはとても感謝しております。それと、ちょっと私の扱った事件が特殊なのかもしれませんが、特に裁判長の方が、疑わしきは罰せずの意味、私たちが一般的に思ってるのとはちょっと法の解釈が違うということで、それを丁寧に御説明いただき、それは私たちにとって随分ありがたいお話をいただけました。続いて、検察官に関しては、割と淡々と進められるような方たちだったんですけれども、プレゼンテーション用の資料を本当に時系列とかよく分かりやすくまとまっていて、普通、裁判というとなんか文字の列で読解力がないと分からないような資料をイメージしていたんですけれども、大変分かりやすくまとめてありました。ただ、細かいことですが、その当時、被告人の名前が間違っていて、単なる変換ミスなんですけれども、私たちは全員気が付いてるのに、気が付かないわけではないと思うので、そういうのは、たとえ被告人であってもちょっと失礼だねという話にはなっていました。それと、弁護人に関しては、その裁判ではもう弁護人にとって有利な条件が少なく、全て検察官側も本当は100%ではなくて、こういう可能性もある、ああいう可能性もあるという主張しかできないような事案だったんですけれども、弁護人の方がお二人いて、ちょっと若い方は、私たちに対して、最初の冒頭陳述のと

きに、いかにも何か視線はここ、手はこう、このせりふのときはこう、話し方教室で習ったような感じの、もっと自分の言葉で話した方がよかったなと思います。それは私たち控室に戻ったときに、ちょっとあれは引くよねという話をしてしまったんですけれども、やはり私たち素人の裁判員にプレゼンテーションするのであれば、会社も企業でもプレゼンテーション力を上げるためのそういうスキルアップのセミナーとかよく行ってらっしゃる方も多いんですけれども、そういうことも弁護士さんにはこれから必要なのかなとふと思いました。以上です。

#### 司会者

ありがとうございました。総論の話題事項は非常に抽象的であるにもかかわらず、非常に具体的なコメントを皆様からいただきました。すごく参考になります。ありがとうございました。この総論の問題提起をさせていただいた意図を若干お話しさせていただきますと、今年で裁判員制度が始まって10年になりました。皆様は余り意識されていなかったかもしれませんが、10年目の節目の近い時期にたまたま御参加いただいたという、そういう皆様でございます。裁判官、検察官、弁護人などの間で話題になるのは、この10年間で裁判官、検察官、弁護人は何か変わったんだろうかという点であります。もう少し具体的に言いますと、裁判官であれば皆様と評議をする際、あるいは検察官、弁護人であれば審理において皆様に情報を提供する際に、まさに皆様の視点に立って柔軟に対応したりする力というのを我々は身に付けてきているんだろうかという、そういう問題意識があります。自分たちが言いたいことを言葉で置き換えて分かりやすく伝えるというだけだと、技は身に付けたかもしれないんですけれども、考え方自体は僕ら変わってないんじゃないのという、そういう問題意識がありまして、皆様1回限りで接せられただけなので、何とも難しい御質問かもしれないんですが、裁判官、検察官、弁護人が国民の皆様の視点に立って柔軟に対応するような姿勢、自分た

ちの考え方も柔軟にやっていくというような姿勢などが見られたかどうかということについて、何か御感想があれば是非いただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。なかなか難しいという方はパスしていただいても結構なんですけど、もう一度1番の方から。分かりやすかったというような声はいただいた方もいて、それはありがたいです。あとは、裁判官、検察官、弁護人が自分たちの考え方を分かりやすく伝えようとするだけなのか、それとも僕らも変わっていきこうというような姿勢が見えたり、というようなことを感じられたか、その辺いかがですか。

## 1番

言いたいのは弁護人の方なんですけれども、最後の情状酌量のところで、もうちょっと被告人に寄り添った取組をしていただければよかったのかなと。というのは、私の事案は窃盗で常習犯ということで、正業も就いていない。ただ、かつては正業に就いていたんですね。職を持ってたということで、仕事さえうまくできれば。また、今住んでるところに親族が誰もいない。親戚もない。遠く北海道に親戚がいる。今回初めてその北海道の人と接触が取れたと。接触が取れても、その先の話が全く伝わってこない。被害者に対してもどう補償するという具体的な話が全くない。もうちょっとそこを踏み込んでいけば、多分情状の話がもっと出たんじゃないかなというふうには思いました。そういう面では、弁護人の方も、またこの人もしかしたら罪を犯すのかなという腹もあるのかも分かりませんが、誰かが周りでそういう方をもう犯罪に手を染めないようなフォローをしてたら、この人は立ち直ることができるんじゃないかなというふうな思いもちょっとしました。

## 司会者

ありがとうございます。今、弁護人の活動に絞って御意見いただきましたけれども、ある意味、裁判員の方の視点に立ったら、こういう活動があり得るんじゃないかという御提案だったと思います。裁判官、検察官、弁護人、

どれでもいいですが、法律の専門家たちが、国民の皆様の視点に立って柔軟に対応しようとしているような姿勢が見えたかどうかについて、少しでも関連すれば結構ですので、何か御感想などいただければなと思うんですけども、2番の方お願いしてもいいですか。

## 2番

私も弁護人の方にありまして、そのときの弁護人の方だけなのか、その方が所属している事務所がそういう方針なのか分からないんですけども、最終弁論のときに最初に何かドラマのせりふみたいなものから入ったんですよ。それで結構、周囲のみんなも私も、あれにちょっといらっとしたという。何だろう、私たちの情に訴えかけているつもりなのかもしれないんですけども、最後だし、情で動くとかそういうのじゃないから普通に話してくれて全然いいのになというふうに思いました。あと、検察官の方は、先ほども申し上げてしまったんですが、もうちょっといろいろな方面から被告人に対して質問してくださると、私たちの意見だったり疑問点だったりいろいろ湧いてきて、話す材料が増えて参考になるので、いろいろな視点から質問してほしいというところと、あとは、資料自体はすごく私たちに分かりやすく作ってくださっているんですけども、何でもっとこういう証拠、例えば、私たちが担当した事件は立体駐車場で刺してしまったというような事件だったんですけども、そのときの犯人と車の位置関係だったり、そのときの防犯カメラの映像だったり、そういうような証拠というのが特にこちらの方に提示がなくて、私たちは提示された証拠の中から刑を決めていかなければいけないにもかかわらず、犯人の方が犯行したときに頭が真っ白になってよく覚えてませんになると、こっちの想像でこうだったかな、ああだったのかなというふうに決めていかなくてはいけないので、多分、ふだんのプロの方たちが出している証拠よりも広い証拠を出していただけると、私たちの考える材料になるので、もうちょっと材料が欲しいなというふうに私は参加して思いま

した。以上です。

司会者

3番の方，国民の目線に立った活動を行うという姿勢が，裁判官も含めて結構ですので，何かいただければと思うんですけども。

3番

すいません。ちょっと今2番の方の御発言に関連してちょっと思い出したことがあったので。

司会者

はい，お願いします。

3番

今，2番の方が，弁護人の方がちょっとドラマみたいな感じでいらっとしたというところを聞いて思い出したんですけども，私たちのところでも，何かちょっと演技が入っているとかいう感じの場面があって，確かにおっしゃるとおり淡々として別に情に訴えなくても，判断するべきところは判断するところが変わりはないので，別にそれで判断，量刑ががらっと変わるとか，有罪・無罪が変わるというものでもないので，普通に淡々とやっていただければいいよねという感じの雰囲気はちょっと一瞬ありました。やはり一般の方を前にすると，どうしても情に訴えなきゃというのがあるんでしょうかねというのは，訴えれば何とかなると思ってるのかなというのがちょっと。別に，きちんと説明を受けていますし，そんなにぎりぎりの部分でもないのので，そんなに演技しなくても大丈夫というのは裁判して感じました。

司会者

ありがとうございます。5番の方，いかがでしょうか。

5番

今言われた裁判官，検察官，弁護人，いろいろあるんですが，僕が率直に思ったことは，前がないので何とも言えないんですけども，僕が実際感じ

たことは、非常に一般の国民目線においてすごく分かりやすい説明ですね。紙にしても何にしても国民目線というか、我々裁判員に対しての説明の仕方ですね、十分分かりやすいと思いました。中には一部分、検察官、弁護人の方から説明がちょっと足りないところもあるのかなというものは否めないんですが、判決の時間とかを考えるとあのぐらいが妥当、妥協するとあのぐらいのものがちょうどいいのかなという感じもしなくはないですが。もちろん殺人やもっと重罪になってくるとどうなのかなという感じはしなくもありませんが。でも、一部分足りないところは、もうちょっと欲しい、証拠と言ったらいいんですかね、そういうものがちょっと欲しいかなというところも多々あったかなという感じはありますね。私の方はそんな感じですかね。以上です。

司会者

6番の方、何かこの関係でございましたら。

6番

私のときは、弁護人の方も検察官の方もきっちりされていて、本当に筋道立てて両方ともにお話が分かりやすく、本当に証拠もしっかりありましたし、凶器もちゃんと残っていて、被告人がちゃんと罪を認めていたものですから、自分では、映画のようにドラマのようにではなく、この現実をちゃんとドラマ化、映画化されているんだという逆の感動が本当にありまして、ああ、検察官の方があんな桐の花の家紋の風呂敷を開くのも、あっ、見てみたいいな、現実をちゃんと合わせてドラマ、映画を作ってくれているんだということで変な感動があったんですけれども。裁判官、裁判長の方々は、本当に寄り添ってくださっていたというか、それで、本当に自分たちは、変わらなくちゃいけないじゃないんですけれども、こういう制度だから皆さんが分かりやすいように幾らでも説明しますからという感じで、本当に私たちは何かもうみんな話しやすく、本当に素人なので専門用語も分からず、こんなこと聞い

でもいいんですかねという質問をしても、ちゃんと嫌がらず本当に優しく教えていただきまして、本当にお弁当も皆さん一緒に食べるという感じで、そこも本当にコミュニケーションがすごく取れた場があってよかったなと思いました。本当に事件が重いので、そういうところも本当に、みんなが評議の間はとても気が張ってて疲れるのでということのを気を遣ってくださったのかなと後から本当に思いました。

司会者

ありがとうございます。7番の方は先ほど、評議において裁判官が慣れ過ぎちゃっているんじゃないかとか、お決まりの流れじゃないかみたいな感想を持ったこともあったという御指摘をいただいて、我々もまさに内部でそういう議論をしてるんですね、裁判官同士で。もう10年もやっていると、説明の仕方、テクニックは慣れているんだけど、何か自分たちの考えを置き換えて説明しているだけで、本当に自分たちの考えは進化しているんだろうかというような議論です。それをまさに御指摘いただいたような感じなんですけれども、何か、裁判官、検察官、弁護人の柔軟な対応力のようなことについて御感想、御意見をいただけますかね。いかがでしょう。

7番

先ほども話したように、やはり、裁判長すごくいい方だったんですけれども、裁判長初め3人の裁判官の人たちが話している進行の仕方が、余りにも、本当に、ああこういうふうにできちゃっているんだなというのをすごく印象を受けて、私たちの意見を出させるのも、国民側に立っているのかといったら、御質問がそうだったじゃないですか。国民側に立ってる目線なのかどうかという。

司会者

国民目線で考えようとする姿勢が裁判官、検察官、弁護人にあるんだろうかと。

## 7 番

という御質問ですよね。となると、国民目線かどうか、国民の意見を、我々が選ばれた意見をうまく出そうというような姿勢は見えたんですけども、事件が事件だし、これ実刑でしょうみたいな感じのところはすごくあって、これは実刑になる感じで、これは刑務所入りたい人あるあるの事件なんですよねみたいな、そんな感じで始まって、これは刑務所入りたい人あるあるで、こんな感じなんですよみたいな感じだから。でも、私たちは刑務所に入りたい人あるあるって分からないじゃないですか。テレビドラマとかでは見てるけれども。でも、裁判長の方はすごく、やはり御経験もあるので、過去70回ぐらいやってきていますという方で、御経験もあって、それで一生懸命、なるべく彼の意見を言わず、我々の意見を聞いてから足りない部分を聞こうというふうにされてはいたので、聞き出そうという気持ちは感じることはできましたけれども、全体的に考えたら、裁判官の方たちが国民目線で我々の意見を、結局、裁判員裁判というのは、国民の意見を聞いて決めていくということじゃないですか。だから、そういうふうには感じられなかったというか。でも、6番さんもおっしゃっていたように、テレビドラマと、あつ同じと思うところと違うというところがあって、裁判長とかも、テレビドラマとは本当に実際違うんですよと言って、じゃあ、崖で説得するようなこととかはないんですかと聞いたら、いや、そんなことは絶対ないんですとか言って、そういうのがあったりとかして。だから国民的目線といたら、そうですね、やはりどうなんだろうと思ったのがありますね。あと、先ほども言ったようにコンピューターで判例を見て決めていくというのが、それが本当に正しいやり方なのかどうか分からない。ある程度の情報は欲しいけれども、幾つも幾つも検索していくうちに何か洗脳されていっちゃうんですよね。こういうふうには決めなきゃいけないのかなという感じで。それで、そうすると検察官側が出したもので、ああ、だからこうでこうでこうなのかなという

ような、何か決められているものを幾つも検索してみて、その中から考えるから、結局丸一日評議したけれども最終的にはコンピューターかよみたいなの、そんなところがありましたね。あとは、検察官の方とかは、本当に淡々とされていたので、先ほども言ったように検察官の方と弁護人の方は本当に資料を作るのが我々素人に対して大変なことであったんだなとは思いましたがけれども、私の事件が簡単だったというか争いごとがなかったということもあるので、そういう言い方しかできなかつたんでしょうけれど、割と淡々として、これこれこうです、はい、終わりみたいな感じの部分を感じられましたね。あと、弁護人の方は、何かもっと言うことあるでしょうみたいな。何かもうちょっと被告人のことも、被告人の弁護人だから、もうちょっと被告人に対しての意見とか、こういう場合こういうふうに考えているんですよということを、我々国民というか素人が分かるような意見をもっと言ってもらってもよかったんじゃないかなって。もう何か、本当先ほども言ったように、いや、もうこれ実刑になるからという、実刑でしょうと。一応執行猶予というふうに弁護人の方は出しているんですけども、いやいや、絶対実刑だからみたいな感じで裁判されていた印象がすごく強かったですね。以上です。

司会者

貴重な御意見ありがとうございます。8番の方、何か今までの関係であれば。

8番

国民の目線というちょっと大げさなところにはたどり着かないと思いますが、裁判官の方に関しては、私たちの意見に本当に耳を傾けてくださって、意見を受け入れてくださいました。例えば、もちろん裁判長、裁判官、男性なんですけれども、事件の被害者の立場に立つとか、女性にしか分からないとか、お子さんがいらっしゃる方の意見とか、あとちょっと視力のことがあって、かなり目の悪い方の話とか、あっ、なるほどねという感じで、本当に、

何か多分そういう発想，女性とか家で家事をしていないと分からないようなことなど，そういう発想に多分たどり着かなかったと思うんでしょうけれども，本当にそういうことにも耳を傾けてくださって，ちゃんとした意見として聞いてくださっていました。検察官の方は本当に淡々として，パウポのすぐ細かく分かりやすい資料を作ってくさっているというのは，私たちの目線にきちんとなってくさっていると思います。弁護人の方は，作戦だったりあるんでしょうけれども，ちょっと芝居がかっているようなところもあったりとか，ただ情に訴えるとかというのものもあるけれども，何か素人をばかにしないでねというような部分もよくあるので，何かちょっと課題は多いのかなと。その事案によるし，人がやっていることなので，その人それぞれの個性だと思いますけれども。

#### 司会者

ありがとうございます。皆様，ここで休憩を取りたいと思いますので，ちょっと短めですけれども，約5分後に再開したいと思うんですが。後半は各論の話をしようと思うんですが，もう既に総論の中でも各論について鋭い御指摘をいっぱいいただいていますので，各論はもうまとめて御意見をいただく。具体的には，証人尋問とか被告人質問等の質問についてどうだったか。それから最終的なプレゼンテーションを双方やっていると思うんですが，これを主張と呼んでますけれども，主張についてどうだったか，それについての情報の量と質の観点から，ここのメモに書かせていただいているようなことについて，どんな点でも結構ですので御意見をいただきたいと思ひまして。かつ，今度は順番を変えて，8番の方が争いのある事件を担当されたので，ちょっと状況が違うように思うので，8番の方から各論についての御意見をお伺いできればなと思ひます。

(休憩)

## 司会者

大体もう休憩時間が過ぎましたので、後半へと続けさせていただきますが、今ちょっと休みの間に弁護士から、弁護人の最終的なプレゼンテーションについて前半にコメントをいただいた方があるので、その最終的なプレゼンテーションについて御質問か何かお伝えしたいことがあるようですので、まず川崎弁護士、どうぞ。

## 川崎弁護士

お話をお聞きしていてすごく印象に残っているのが、弁護人の話が芝居がかっていると、結構うっとうしいぞという話がやはりずきずきと突き刺さるわけですけれども、僕は今日ここに来て、このお話ししていただいた内容を今メモを取っているんですけども、これを会に報告するんですね。その言ってもらった弁護人下手ですという話については太文字で報告しようと思っているんですね。というのは、僕も全く同じ問題意識を持っていて、結構その、何というんですかね、いきなり証言台の前に現れて、今回の事件はこういう事件ですみたいな。いや、それ知ってるよという話なので、それが本当にいいのかというのはちょっと疑問を持っているところなんです。こういう場で裁判員の方の話を聞くと、いつもそういう話が出るので、結構それは変えた方がいいんじゃないかなと思うんですけども。弁護士会でそういう新人の弁護士に指導しているんですけども、その指導の中でそういうやり方をやれという指導をしているんですよ。弁論の最初のところで、グラバーといって、いわゆるつかみですよ。短文の文章を言って、話を聞いてもらえるようにした方がいいという、そういう指導をしていて、結構これは弁護士会がよいと思って指導してる内容が、裁判所に来たらすごく下手くそだと言われて、かなり根深い問題だなと思っていて、それを間違っているよという報告を僕はしたいので、そこの間違っていますよという部分は、遠慮なく

具体的に、こういうところがおかしかったというのを、これからまた証人尋問とか被告人質問とか弁論とかについて言及してくださいという場面があると思うので、どんどんそういうのを言っていただければ、僕の方で報告させていただきますので、後半もずばずばとお願いします。

司会者

各論は、先ほど8番の方からという話も出ましたけれども、逆からで1番の方からでもいいですか。質問やプレゼンテーションの情報の量や質について何か御感想をいただけると、これは主に検察官、弁護人の話ですけれども、いかがでしょう。

1番

私を取り扱った事件では、私たちが聞きたいことは裁判官の方が事前にこういう質問をしますよということを書いていただいていたので、中身はよく分かりました。争点になりそうなところは、ビデオを基に出していただいた。そのビデオは膨大なデータから出していただいたというのはいすごいなと思いつながら聞いてたんですが。1週間も掛かってデータを出すというようなこともおっしゃっていたんですけども、それだけ今ITが進んでいるのは実際読み取れたというふうには思っています。あとは、最後のプレゼンテーションにしても、まとめで、先ほどもちょっと言いましたけれども、弁護人の方のプレゼンテーションは、もうちょっと一歩も二歩も中に踏み込んでいけば、情状酌量の方を加味できたかなというふうには思いますけれども、通り一遍の出所したら弁償しますとかと言われても、今まで一銭も弁償していないのにするのかよと、誰もがそう思ってしまいます。もうちょっとその辺りは、本人が更生したいという意欲があるのであれば、そのところを突っ込んで弁護人の方が押し量ってもよかったのかなというふうには思いますけれども。先ほどと同じような意見です。

司会者

ありがとうございます。2番と3番の方は先ほど、川崎弁護士からの質問の関係の御発言をいただいている、弁護人の最終プレゼンテーションの身振り手振りというのがむしろ余り効果的じゃなかったというような御発言をいただいたと思うのですが、伝え方がよくなかっただけなのか、今1番の方もおっしゃっていたところですけども、伝える内容自体も問題があったというような感想なのか、2番、3番の方、その辺、いかがでしょう。2番の方どうですか。

2番

内容については、今までの裁判を振り返って、弁護するならそうだよねというような内容だったので、内容については全然問題なくて、普通に話していたのがいきなり演技になったので、おお、おおとなった感じがした。なので伝え方の問題かなと。

司会者

という感想を持たれたと、そういうことでしょうか。

川崎弁護士

ちょっといいですか。

司会者

どうぞ。

川崎弁護士

その演技がかった話し方というのは、かなり不自然な印象でしたか。というのは、僕の中でイメージが結構あって、今テレビで報道されているような弁護事件をやっている先生なんかやるとすごく上手なんですよね。引き込まれる話し方をされるので、演技がかってはいるけれども、それがすごく魅力的で、証人尋問を長い時間聞いていても結構聞けるなというポジティブな印象なんですけれども、それに憧れて、あまりその技術がないけれども形だけやってみましたみたいになると何か不自然だし、あまり、うーんみたいな

ところがあって、それはどうですかね。何かそういう、うまくできているけれどもやはり微妙だったなという話なのか、それともそもそもちょっと能力がなかったからもうちょっと能力を上げた方がいいかというところなんですけれども。

2番

いきなりせりふから始まったというのが不自然なので、技術の問題ではない気がします。その演技がうまい下手ではないので。何だろう。そのせりふも、何かその被告人がこういうふうに言えてたら違ったんでしょうねみたいな感じだったので、でも言っていないじゃんみたいな感じだったので、本当に淡々としているのがいいと思いました。

司会者

3番の方、いかがでしょうか。同様の点ですけれども。

3番

私のときには、しゃべり方も何となく中学の演劇部っぽく入ってきて、あらっ、みたいな感じはちょっとあったし、ただ、その事件の内容が、被告人がお酒を飲んでむらむらっときちゃって女性の後を1時間弱つけ回して犯行に及びましたというようなところだったので、何かお酒が入ったからみたいなところに力点を置いてしゃべり出していたので、その点についてはお酒のせいじゃないだろみたいな。

司会者

それは内容がやはり裁判員の方には響きにくかったという御指摘のように聞こえましたけれども。

3番

そうですね。その点は、じゃあお酒さえ入っていなければやらなかったというようには犯行内容がちょっと聞こえなかったし、以前も痴漢ですとかそういう際には同じようにお酒が入っていたのかというのは不明なので、完

全にお酒のせいなのか、アルコールのせいなのかというのは、そのときだけアルコールのせいだったのかというのがちょっと読みづらいというか、因果関係が取りづらいところを持ち出されてきてしまったので、その点、総突っ込みだったんですけども、というのがありました。以上です。

司会者

弁護人の最終プレゼンテーションに限らず、検察官の最終プレゼンテーション、論告といわれているものですが、あるいは証人や被告人に対する質問について、その情報の量や質に関して何か御感想、御意見をいただけますでしょうか。5番の方お願いします。

5番

先ほど申された量、僕は適正量だったのかなと思います。その中、若干ですけれども、その中でも一部分なんですけど、弁護人側の方の情報がもうちょっと欲しかったかなというのは本音ではありますね。そのときに、先ほど言われたちょっと演技じみたというか、僕はそれも若干あったんですけども、それにみせられちゃって内容が入ってこなかった部分もあるのが逆効果だったなと私は逆に思いました。そういうときは逆に淡々と状況説明をしていただいた方がよかったのかなというのは率直な意見ですね。あとは情報量としてはこんなものなのかなという感じであります。はい、以上です。

司会者

6番の方はいかがでしょう。

6番

先ほどお話ししたように中国人同士の事件で通訳が入られたので、本当だったら日本人同士の事件であればもっと質疑が多かった、量が多かったのではないかな。その通訳の時間が何か同時通訳みたいな形であれば、結局通訳してくださってる間、結構考える時間もあるんですけども、何話してるのかなみたいなぼうっとしている時間もあったわけなので、正直すごく真剣な

話し合いではあるんですけども、ちょっと気が抜けちゃうみたいな場面もあったりして、量的には、ちょっと普通が分からないのであれですけども、何と比べていいか分からないんですけども。

司会者

ありがとうございます。7番の方、質問やプレゼンの情報の量や質について何か御感想があればいただけますか。質問が詳し過ぎた、足りない、あるいはプレゼンが詳し過ぎた、足りない、あるいは先ほど来出ているプレゼンの伝え方に何か気になる点があったか。検察官、弁護人ですね、この場面では。

7番

私の事件は、結構簡単明瞭な事件だったため、その情報というのも本当に紙1枚で、弁護人から来る情報というか資料も紙1枚で、検察官から来るのも紙1枚という感じだったので、情報量としては、それが適切だったのかこういうものだったのかというのが、ちょっと私、本当に素人なのでそこは判断つかないような感じだったんですね。こういう事件だからこれぐらいしか情報がないのかなと。もっと情報があればもっと考えることができたし、検察官の人たちもすごく淡々とされていたので、こういうことでこうなのでこうですみたいな感じだったので、ああ、はいみたいな、そういうイメージがすごくありましたね。弁護人の方については、我々のこのときは、むしろ淡々と、本当に淡々としていて何も芝居があったところはなかったんですね。先ほども話したように、これとりあえず、だって放火だし実刑でしょうみたいな感じから始まっているので、はい、立ちます、しゃべります、はい、終わりますみたいな感じだったんですね。でも、私たちにしてみたら、本当に逆に演技っぽくない、もうちょっと演出あってもよかったんじゃないのみたいな感じで。結局、執行猶予を希望しているわけなのに、被告人がすごく高齢者だったし、病気で倒れていて、足も引きずっていて、言語も余り上手に

話せない状況だったから、弁護人であるのならばもっと被告人のことを考えて、私の場合は逆にもうちょっと演技がかって弁護してあげてもよかったんじゃないかなという感じにすごく捉えましたね。何か逆に、やる気あるのみみたいな感じで、えっという感じだったという。だから逆にもうちょっと演技っぽくてもよかったかなという印象があります。

司会者

ありがとうございます。8番の方は、この中では唯一起訴された事実全面的に争いがある事件を御担当いただいたんですが、今の関係での御感想、御意見、いかがでしょうか。

8番

まず、証人尋問、証拠の量が多いのか少ないのか、正直分かりません。ただ、経験して、ちょっと専門的な医療的なことが多かったので、理解してついていくのはかなりしんどいというかきつかったです。ただ、だからって量が多ければいいものでもないし、少なくともまた疑問が残るので、それなりにちゃんとセレクトされた証拠なり証人の方だったとは思いますが。特に医師が3名、見解が微妙に違ったんですが、やはりここが争点であるということではそれで分かりましたので。あと、被告人質問等ですが、最終的に全て被告人質問まで終わった後に争点が見えて全体が分かった後で評議が始まるんですが、例えば自殺に使われたと主張されているジャケットのDNAの資料は出てきても、皮脂とか毛髪とか結局何だったんだろうとか、いろいろ聞きながら、でもちょっとはてなに思ってることは後で分かるのかなと思いつつ一応聞いてたんですけれども、全部が終わって、終わってみてちょっとあれ聞いたかったよねとか、証人の方に聞いたかったね、被告人に聞いたかったねとか、ちょっと検察官の方に聞いたかったねということがどうしてもいっぱいあって、でもこれは裁判の組立てのことなので、ちょっと話が、ごめんなさい、それちゃうと思うんですが、それはかなり、あれっ、ということで

思いました。

司会者

尋問の関係はそのような感じで、あとはそれだけの審理を検察官，弁護人が最終日にまとめたと思うんですけれども，それはどうでしたか。

8 番

検察官側の論告に関しては本当にシンプルに要点がきちんとまとまっていて分かりやすかったです。

司会者

私の手元の資料では，御担当いただいた事件は複雑な事件だったこともあって，検察官の論告はA 3 で5枚ぐらいに及ぶそれなりのボリュームがあるようにも見えるのですが，その点についての御感想などあれば。

8 番

その時点で何が争点かはみんなもう証人尋問とかで分かっていたので，自分たちが思っていることが，シンプルではないですけれども，ちゃんとまとまっていたので，あれだけの量ですけれども，もうちょっとまとめられたかもしれないですが。

司会者

片や弁護人の方はA 3 で1枚の量にまとまっているんですけれども，そこはどうですか。

8 番

要は，弁護人に対して言えることは一つしかなかったもので，検察官側の主張を全て100%とは言えないということしか言えてないので，あれ以外のことは弁護人からは多分出てこないんだろうねという話にはなっていたんですけれども。でも，あのときの論告のあれは結局，いわゆる時系列，今までの全部を整理されていたので，そうですね，もう少し簡単にまとめればよかったかもしれないし，あと絶対そうに違いない的な主張，とがった主張は，

もうちょっとシンプルにまとまってくれているとありがたいと思います。

#### 司会者

ありがとうございます。一通り各論について御意見をいただいて、時間も迫ってまいりましたので、ここで検察官、弁護士からそれぞれ、どんな点でも結構ですので、今日の皆様の貴重な御意見を受けて何かおっしゃられることを順に御発言いただいて、その後、裁判員の皆様からお一方一言ずつ、今後、私どもも裁判員裁判を続けていきますので、その続けていく裁判官、検察官、弁護士に対して皆様からアドバイスを一言いただけたら、是非お願いしたいなど。それで締めたいと思いますので。では、検察官、いかがでしょうか。

#### 自見検察官

本日はどうもありがとうございました。今日は、皆さんのお話をお伺いしていて、感想めいたところなんですけれども、非常に事件に真摯な姿勢で向き合っていていて、非常に頭が下がる思いでお話をお伺いしておりました。本日のこの事件はおおむね1件以外は認め事件でしたので、分かりやすいという評価をいただいたということは少し下駄を履かせていただいているかなと感じてお伺いしておりましたが、非常にその点もまあまあ評価していただいて感謝申し上げる次第でございます。我々もやはり自分たちが考えていることを分かりやすく伝えたいという気持ちをいつも持っております。それが裁判員の方々の目線に立って分かりやすいものになるように日々、事件ごとには違いますけれども、ビジュアル資料とか尋問の組立て方とか、最後は論告ですけれども、一件一件丁寧に検討して裁判に臨んでいるということで、一部慣れ過ぎていると、10年たって慣れ過ぎているという姿勢はよくないなとは思いつつも、慣れてうまくいくところはそこは生かしつつということでバランスを取りながら公判に臨んでいく必要があると思っておりますが、やはり一件一件、我々の姿勢として丁寧に、我々こそ

真摯な姿勢で臨む必要があるかなということを改めて今日は教えていただいたなというふうに思っています。少し御疑問等々もございましたが、2番さんですかね、多方面からの質問等、そのとおりでなと思っておりますし、争点と関連させた形で多方面からの質問をすることが大事だなというように思った次第です。あとはビジュアル資料とかですね、これは7番さんですかね、検察官の資料を作るのが非常に大変だったのではみたいな御意見も頂戴しましたが、そこは我々プロですので、そういうことを思っていたかかないような形にしなければいけないなというようにちょっと思った次第です。それから、今日はキーワードで淡々とというのがありましたが、検察官の立場上どうしても淡々と立証していかなければいけないんですけれども、今日も傍聴の検察官が来ておりますが、個々人は全然淡々としておりませんので、法廷ではちょっと淡々としているというところですね。この点は御容赦いただければと思っております。本日はどうもありがとうございました。

司会者

弁護士、どうぞ。

川崎弁護士

今日はいろいろとありがとうございました。針のむしろに座っているような気持ちでした。僕自身も裁判員裁判、今まで5件ぐらいですかね、やらせていただいて、やはりよい弁論、よい論告というのは、こういうフォーマットやマニュアルみたいなものがあるというよりかは、事件ごとに刺さるやり口というのはあるんだと思っていて、今日皆さんにお話しいただいた内容も当然会に報告させていただいて、ほら、ちょっと間違っているんじゃないですかということをおもうと思ってるんですけれども、やはりその事件ごとにこれがいいあれがいいと判断するためには、こういう会を持ってこういう事件でこういうことがあったけどそれがあまりよくなかったんじゃないかな、こうした方がよかったんじゃないかなというのを積み重ねていかないと、そ

の辺の判断は精緻になっていかないと思うので、今日いろいろお話をお聞きできて、僕自身すごく勉強になってうれしかったです。今日はどうもありがとうございました。

司会者

そうしましたら、1番の方から順に、今後裁判員裁判に取り組む裁判官、検察官、弁護士へのアドバイスを一言ずついただければと思いますが、お願いします。どうぞ。

1番

アドバイスになるか分かりませんが、私は先ほど来から、犯罪そのものをテクニカルに処罰するとかじゃなくて、もうちょっと裁判員制度を盛り上げて、犯罪そのものをなくす、少なくするためにはどうしたらいいんだという発想を持っていただきたいなど。私は今、保護司にならないかと言われてますので、是非、もうあと1年ちょっとで仕事を辞めますんで、辞めたら保護司になって、そういう活動を地域の中でしていきたいなというふうに思ってます。今回のこの裁判員をさせてもらったこともきっかけで、是非ボランティアでそういうものを地域の中に根差していきたいなという思いが強くなりました。ありがとうございました。

司会者

2番の方。

2番

望むこと、そうですね、皆さん誠実にお仕事を私たちのためにしてくださっているんだなということが肌で分かったので、今日、弁護士の方に淡々と書いていただければというふうには申してしまっただけなんですけれども、人としてその弁護する人に寄り添う気持ちがあればということだと思っただけなんです。演技がからなくてもいいんじゃないかとか、逆にもうちょっと優しくしてあげてもというような意見もあったので、弁護士としてのテクニックというの

も、それは何か勝ったり負けたりとかの関係で必要なのかもしれないんですけども、私たち裁判員としては、人の人生を決めるために集まっているいろいろな考えたりとかしてるので、テクニックというよりも寄り添う気持ちで対応していただくというんですかね、その事件、事件に柔軟に対応していただくというような感じでいいんじゃないかなというふうに思いました。

司会者

3番の方、お願いします。

3番

この裁判員裁判に参加して私自身、個人的にも非常に社会勉強になった部分もありまして、こういうふうに裁判官ですとか検察官、弁護人の方とかも、日頃ふだん普通に真っ当に生きていれば恐らくお世話にならないような世界にちょっと見学といいますか、ちょっと関わることができ大変制度として非常にいいものであるということは感じておりますが。やはり中にはちょっとネガティブなイメージをお持ちになっている方ってまだ多々いらっしゃるみたいですけども、やはりこういった司法業界、業界と言っていいのかわちょっとあれなんですけど、司法の世界の方々も裁判員という素人を都度都度受け入れて、いろいろ説明しながら裁判をしていくんだよというのを、そのためにはいろいろコスト、こういった分かりやすい資料を作ったりですとか、あとは何というんですか、弁論技術というんですかね、法廷でのしゃべり方とかそういったようなこともいろいろコストを掛けてやってるんですよ、頑張ってるんですよというのをもうちょっと一般世間に向けてアピールをする必要があるなというか、こういうふうに分かりやすく、多分そういう今までにない仕事がやはり増えているとは思っているので、そういう部分もこちらも労力掛かってこういうふうにやっているんですよというのをもう少しきちんとアピールしていった方が、向こうは向こうで、そのままふんぞり返って、あなたが近付いてきなさいよみたいな上から目線で裁判員制度を運用していると

思われるのも、それはそれで違うんですけれども、そういうようにしか見えてこない部分とかもありますので、ちょっとそういう部分をアピールしていった方がいいかなとは実際呼ばれて体験したとき以来そう思っております。以上です。

司会者

ありがとうございます。5番の方、お願いします。

5番

今回のこの会に呼ばれて一番僕が望むことというよりも、裁判官、検察官、弁護人に対してはありがとうございますということと、今後の裁判員に伝えたいことということで考えると、僕自身はこの裁判員というお仕事というより、国民の義務というと堅くなってしまうんですけれども、国民の義務というみんな敷居が高くなって、殺人事件があつて何があつてという、僕は、私はやりたくないというのが本音だとは思いますが、実際こうやって経験させていただいて一番思ったことは、自分が全く全然司法とは関係ないものを、一般素人である僕たちが司法に関わっていいのかなとか、人の人生に対してジャッジメントするのが本当にいいことなのかとか、裁判というのはやはり裁判官、裁判長が決めて、ちゃんとした人がジャッジしなきゃいけないんじゃないとか、いろいろ考えた末に今回参加させてもらって、一番、何というんですかね、やはり印象というか、やってよかったなというのが第一印象ですね。是非これをやることによって、犯罪の抑止力ではないんですが、そういうことをするとこういう罰が来るよとか、そういう子供、老若男女じゃないですけれども、自分もいい大人になって、こういうことをしたらいけないというのは当然分かりますけれども、そういういろいろな人がいろいろな方面に関わって、1人の人間をこうしなさいと裁くと言ったらいいんですかね、そういうことをしているということに関わられた、裁判長含め裁判官の人たち、裁判員裁判の仲間たちに支えられ、やはりこういういいこと、こう

いうものって余りオープンにできない，オープンにしてない，オープンにしてもみんな理解してくれていないというのが大半だと思うんですね。だからこそ，もっともっと活動しやすい場というんですかね，もっとみんなが参加できる場を増やせばいいのかな，それにはやはり社会が，会社が，学校がそういうものを理解して，もっともっと参加できるような立場でやっていただけたら，今後ますます裁判員裁判ももっともっとよくなっていくと思います。僕自身率直に思うのは，やはり会社，仲間，同僚，その人たちの支えがあってこういうものに参加できるので，社会が，もう行ってきなさい，やりなさい，どんどんやってくださいという，そういうふうな社会の風潮を作っていたら幸いだと思います。僕はそう思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。6番の方，いかがでしょうか。

6番

私も3番さん，5番さんと同じで，アピール，宣伝の仕方がとても控えめだなと思ひまして，5月21日で10年ということで，2月にここでお仕事させていただいたとき，10年なんだ，裁判員制度ってあったんだというような，周りにお声掛かった方もいらっしやらなかったし，本当に誰に相談していいのか分からないような状態で，ここへ来て選ばれてというような，本当に下勉強もせずに，こちらへ来ても驚くことばかりで，裁判官さん，弁護士さん，検察官の方は，難しいお勉強をされてこのお仕事を望んでされているということにまずは感謝でありまして，正直，私が裁判員になったからお仕事休ませてくれと言ったときに，周りのみんなには何でそんな怖いことするのと，断われるんでしょう，断われればという意見がほとんどで，私もやってみたいという人は3人だけでした。それで，私はもう国民の義務だと思って，喜んでじゃないですけども，やはり好奇心はありましたけれども，怖くもありまして，参加させていただいて，でもやはり何も，本当に勉強不足

で何も分かってはおりませんでした。本当に貴重な経験をさせていただきまして、要介護5の母も抱えていながらさせていただいてできたということ。やはり皆さんに私でもできるよと、皆さん参加しましょうよということ。は声、小さいですけども、上げているんですね。でもやはり経験したことを話しても、いやいや、いいよと言う人の方が多いんです、実際のところ。ですから、やはり弁護士会とか検察官の中でも、裁判所だけではなくて、もっと本当に皆さん参加してください、皆さんの貴重な意見が欲しいです。みたいな感じでもっと声を上げて、参加することは怖くない。それから、女の人に意見が多かったんですけども、恨まれるんじゃないかとか、後のことが怖いとか、そういうことを心配されている意見もすごく多かったもの。ですから、ちゃんとそういうフォローはできるというようなこともうまく説明を何か上手にしてさしあげて、皆さんにもっともっと声を上げて多くの方に参加してもらえそうな形がいいかと思います。ニュースで65%は断わってると聞いて、本当にちょっと愕然としました。ありがとうございました。

司会者

7番の方、お願いします。

7番

まず、検察官の方に対しては、私も1番さんと同じ意見で、やはりこれからの犯罪をなくす、なくしていくということをもっと頑張ってもらいたい。警察と検察は違うんでしょうけれども、刑務所あるあるなんですよねと裁判長がおっしゃるぐらい、そんなにあるあるというぐらいあることなわけじゃないですか。だからそういう活動をしてほしいなとすごく思います。というのは、結局、今回は実刑4年ということになったけれども、高齢の方で出てきたら80を過ぎている方なんですけども、また何か起こして、またやって、また入るかもしれない、入ろうとするかもしれないじゃないですか。だから

そこは、検察官の方たちは捜査をする権利もあるというのは何かテレビとかで見て分かるんですけども、そういうのをなくすような、やってほしいなと。それこそ、それはドラマの女優とか俳優とか、そこまであんなふうな感じでは実際は絶対できないというのは分かるんですけども、でもやはり今後の犯罪をなくしていく。それに今回私が関わったのは、余生を刑務所で送りたい、それは絶対楽ではないはずなのにそういうふうに思ってしまう人がいる。で、放火をする。もしかしたら人を殺してたかもしれないような事件なわけじゃないですか。そういうのをなくすようなことをやっていってほしいとか、検察官の取調べてどういうものなのか実際私は分からないんですけども、そういう社会にしていけるような方向性でやっていってほしいなと思います。裁判官については、やはり私が思ったのは、慣れちゃっているなという、お決まりの感じなんだろうなという流れが本当にすごく私にとっては強い印象だったので。でも、裁判長の方とか本当に皆さんいい方だったんですけども、流れに沿ってこういうふうに進んでいって、はい、時間です、終わらしましょうみたいな感じで、それは我々に気を遣ってくれて時間で終わらせてくださっているんでしょうけれども、その慣れきってる、慣れきってるとかお決まりのコースですみたいな感じのイメージはやはり嫌だなと思いました。あと、弁護人の方については、先ほども2番さんと同じように、もうちょっと被告人に寄り添うような感じで弁護してみたらいいんじゃないかなと思いました。私のこの事件は本当に争いごともなかったし、本人が認めているので弁護のしようもなかったんだと思うんですけども、検察官とは真逆の立場なので、もっと真逆の意見が聞けるんじゃないかなと思っていたんですけども、それは大して聞けなかったもので、こんな淡々と終わるんだみたいな感じでしたね。今後の裁判員に伝えたいことというのは、私も5番さんと同じなんですけれども、結構私の周りの人は間違っただけ情報が伝わっていて、私が裁判員になったよと、裁判員になったから何日と何日と

何日はお休みしなきゃいけないのと言ったら、Aさんに言ったとしたらAさんがBさんに、7番さんがなったんだよと言ったら、そんなこと言っちゃ駄目なのよ、それって言ったら捕まるのよと。そしたらAさんが私に電話をしてきて、ごめんね、私言っちゃった、もしかしたら7番さん捕まるかもしれないと言われて、えっ、別に言ってもいいんだよと言ったら、でも、これって何か言っちゃいけないってみんなが言ってたと言うから、そういう何か全然間違った情報が伝わっていて。あとは、怖い、怖いからやりたくない、そんなの知りたくないとか。あとは、賃金安いんでしょうという人も多くて、だったらマクドナルドで1日働いた方がいいお金もらえるじゃんとか言う人もいたし。あとは、全く興味がない、私が希望するで出したんだと友達に話したら、えっ、何でそんなの出すのと言って、やらないの当然でしょうみたいな感じで、それは正しい情報が伝わってないからだと思うんですね。私はすごく今回参加してよかったと思いますし、法律のこととか全く分からないのに、参加することで自分のこれからの考えとかこれから生きていくこととかも考えさせられた部分がすごく多かったので、裁判員制度について何かもっとポジティブな感じの明るいイメージの宣伝をしてほしいなど。だって、捕まると言う人がいるぐらいなので。だから、ごめんね、ごめんねと謝られて、もしかしたらこれは言ったのばれちゃったら逮捕されるかもしれないと言われて私びっくりしたぐらいだったので。だからもっと正しく、もっと裁判員ってすごく勉強にもなるし積極的に参加すれば、いいことがあるわけではないですけど、自分自身の勉強になるし、たった3日間ですけれども国家公務員になれて、国に自分も参加している、国の法律に参加しているという体験ができる貴重な時間だと思うので、そういう宣伝をしてほしいなと思います。

司会者

ありがとうございます。8番の方、お願いします。

8 番

裁判官の方に関しては、本当に大変お世話になりましたの一言です。皆さんと同じ、私たちと同じ1票を持って、いろいろ御指導いただいたことに感謝しています。検察官の方に望むことは、これからもいい意味で淡々と、それが裁判の中ではキーになるような気がします。あと、弁護人に関しては、2番さんと同じで、闘いなので作戦もあれば演出もあるでしょうけれども、被告人にまず寄り添う、そういった姿勢は私たちは感じられると思うので、ちょっと原点に戻った方がいい場合もあるのではないかと思います。あと、今後の裁判員に伝えたいということは、7番さんと同じでポジティブにアナウンスすべきだと思うんですけども、まず、私の年齢から言うと会社の経営者側、管理側の人間が多いんですけども、1週間も10日も休ませるなど、休ませなければいけないけれども休んでもらっては困るということはどうしても思ってる方が多いのと、選任の日に行かなければいいんだよという風潮が結構あるんですよ。私も耳にしたんですけども。だからそういうことじゃなくて、もっと、裁判員は本当いい経験になるし、あと周りからも、5番さんのように、よかったね、行ってきて、頑張ったというような風潮になるような、広報活動というの大げさですけども、あと裁判所のイメージ、この前のサラメシなんかもすごくよい印象でしたけれども、何かもっと明るいオープンなイメージと裁判員制度の誤解を解くような努力をしていただきたいと思います。以上です。

7 番

もう一言いいですか。

司会者

はい、どうぞ。

7 番

アメリカ人の友達が多いんですけども、アメリカ人の友達に裁判員にな

っちゃったという話をして、まずその話をしたら、ふうんという感じだったんですね。それで、えっと、日本だったら、ええっとなるのに、ふうん、いや、行ったことあるよみたいな感じで話されて、それで、いや、そんなのだから全然普通に参加すればいいじゃんという感じだったんですね。だから、アメリカと日本では法律も違うしあれも違うけれど、やはりそういった面で、何かやはりまた同じことになっちゃうんですけれども、そのポジティブなイメージが日本にはないんだなという、何か怖いとか何とかという感じで、アメリカの人たちなんかは、ああ、いいじゃん、行ってくればいいじゃんという、そういうすごく普通、何人かいたんですけれども、ああ、いいんじゃないみたいな普通の感じだったんですね。だからすごくその違いを感じました。以上です。

1 番

すいません。一つ言わせてください。

司会者

はい。

1 番

今話をずっと聞いていて、公民権の行使を、例えば民間の会社であれば従業員の数の何%、1%か0.何%とか、そういう枠組みを設定してもらいのもありだと思っただけです。私は今、公務員ですけど、公務員の世界ですら、私が行くと言ったら、何で行くんですかと。これが民間の人だったらもっと違うんじゃないかと思っただけです。だからまず制度の枠組みからそういうのを作ってもいいんじゃないかという提案はちょっとしたいなと思っただけです。ありがとうございます。

司会者

ありがとうございます。では、記者の方からの御質問の時間です。御質問があれば、どうぞお願いします。

甲社記者A

代表して甲社のAと申します。ありがとうございます。総括的な話になるんですけども、裁判員制度は10周年を迎えたのですが、法務省でも見直しについて検討されています。その中で、どういった点、ハード面でもソフト面でもよいので、変わってほしい、こういうところが変わったらいいなと思うところがあったらお聞かせいただけますでしょうか。

司会者

どなたか御意見いただける方から。今の記者さんからの御質問に。

1番

僕は公民権行使を、先ほども言いましたけれども、制度的にオープンにして、誰もが受けられる努力、会社も受けられるようにすることがまず大事じゃないかなと思いますね。参加したいんだけど、多分できないような状況になってしまっている。私の場合はまだそういう面では恵まれてますので、出てきましたけれども、正直言って私は手を挙げたいなと思ってたところだったんで、ラッキーだと思って参加させてもらいましたけれども、普通の人には出ていけないんじゃないかと思うんですよね。まずそこから、そのハードルを低くしないといけないという考えです。

7番

私は会社員でもないし主婦でもないんですね。自営業で、自営業というかフリーランスで働いているんですけども、割と自由な生活を送っているので、時間的拘束も日数的にも別にもっと長くても大丈夫だったみたいな感じなんですけれども、会社に勤めている方たちの意見とか、あとやはり公務員の方とか経営者の方とかいろいろいるんですが、私なんか結構髪も茶色いし見た感じチャライ感じで。でも、こういう人こそ参加するべきなんじゃないかなと思うので。でも、何かそういう、やはりいろいろな意見が必要なので、私なんかだっただけで参加して、こんな私できえ参加してすごく一生懸命考えられ

て、一生懸命勉強になったので、そういった参加できるような感じに、コマ  
ーシャルをやるとか、何かそういうのがあったらいいんじゃないかなと。何  
か茶髪もオーケーみたいなCMがあったりとかしたらいいんじゃないかなと  
思いました。以上です。

## 6 番

私たちの裁判員のグループは、本当に年代がいろいろだったんですね。で  
も、若いママはいらっしやらなかったんです。というのは、イラスト入りの  
冊子の方には介護をしてても大丈夫、小さいお子さんがいてもお子さんを預  
けるところあるわよみたいなことは書いてありましたけれども、実際頼むと  
言ったらお金は掛かるし、それであれば、そういうことを言ってくださるな  
ら、この中に保育所を作って、来てくださっている方には保育士さんと呼ん  
で、子供を預けて安心ですよ、時間も気にしないで大丈夫ですよみたいな、  
そのぐらいのサービスをしてもいいかのかなと思いました。そうすると若い  
ママたちからの意見も聞けて、本当に公平な意見が聞けるんじゃないかなと  
思います。

## 2 番

まず最初に裁判員の名簿に載ったというようなお知らせが突然届くんです  
けれども、最初訳が分からず、私の祖母のところにも届いて、翌年ぐらいに  
私のところにも届いたんですが、とんでもないものが届いてしまったという  
ふうになったので、あれって発送されるのは1年に1回ぐらいなんですか。

## 司会者

そうです。

## 2 番

だったら、何かもうそろそろ届きますみたいなCMをやっていてくださっ  
た方が何か、ああ、あれねというふうに分かったりとか、あとは、やはり周  
りに裁判員をやった人が少ない人が多いと思うんです。ただ、私たち経験す

ると、やはりやってほしいし、やってみると本当に勉強になるし、ニュースでやってる裁判だったり国のことも見る目が変わるので、こういうような場だったり、ネットとかでもよいと思うんですけども、裁判員をやった人に直接意見が聞けるようなものがあるのもいいのかなというふうに思いました。

甲社記者A

ありがとうございました。

司会者

では、皆様本日は大変どうもありがとうございました。皆様からの貴重な意見を取り入れさせていただいて、明日からの裁判員裁判にまた取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き裁判員制度の御支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以 上